

施策目標個票

(国土交通省28-②)

施策目標	都市再生・地域再生を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 業績指標92、93、94、95、100は目標達成に至らず、業績指標96、99は目標達成に向けた成果を示していないが、主要な業績指標である業績指標97、業績指標98は、目標達成に向けて順調に進捗していることから「③相当程度進展あり」と評価した。
	施策の分析	国際的な都市間競争の激化等に対応した活力ある都市の再生に向けた施策や、地域が抱える様々な課題を踏まえ、魅力ある地域の再生に向けた施策を実施しているところ、主要な業績指標については、数値向上に寄与しているものと考えられる。その他の業績指標については更なる取り組みが必要であるが、業績指標96は、「克雪体制支援調査」による支援等により、共助除雪体制の整備を図る、業績指標99は、自動二輪車駐車場の整備を働きかける、などについて重点的に取り組んでいるところである。
	次期目標等への反映の方向性	施策のさらなる改善を含め、今後とも、都市の競争力を高めるとともに、地域の活性化を図るため、都市の再生、地域の再生に向けた施策を着実に実施するとともに、平成28年度に目標年度が到来した業績指標については、これまでの実績値を踏まえ、新たな目標値を設定し、引き続き推進していく。

業績指標	92 全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		毎年度
		86.7%	86.6%	82.9%	81.4%	79.8%	79.9%	B	82.0%
		年度ごとの目標値	82.0%	82.0%	82.0%	82.0%	82.0%		
	93 都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		28年度
		9,270ha	9,504ha	9,904ha	10,353ha	10,825ha	11,201ha	B	14,700ha
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	94 文化・学術・研究拠点の整備の推進(関西文化学術研究都市における立地施設数)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		28年度
		115	118	121	126	129	133	B	140
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	95 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比	初期値	実績値					評価	目標値
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		毎年度
		-	1.12	1.05	1.10	1.19	集計中	B	1.00未満
		年度ごとの目標値	1.00未満	1.00未満	1.00未満	1.00未満	1.00未満		
	96 共助等による除雪体制が整備された市町村の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		29年度
		60%	60%	62%	63%	68%	74%	B	約90%
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
97 特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の事業完了数*	初期値	実績値					評価	目標値	
	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		32年度	
	8件	-	-	8件	14件	26件	A	46件	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			
98 立地適正化計画を作成する市町村数*	初期値	実績値					評価	目標値	
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		32年	
	-	-	-	-	1市町村	100市町村	A	150市町村	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			
99 自動二輪車駐車場の整備比率の自動二輪車駐車場の整備比率に対する割合	初期値	実績値					評価	目標値	
	24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		30年度	
	80.5%	80.5%	82.7%	81.4%	81.1%	集計中	B	100%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			

参考指標	100 中心市街地人口比率の増加率	初期値	実績値					評価	目標値	
		25年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		毎年度	
		前年度比 0.13%増	前年度比 0.70%増	前年度比 0.13%増	前年度比 0.08%増	前年度比 0.08%増	集計中	B	前年度比 0.2%増	
		年度ごとの目標値	前年度比0.2%増	前年度比0.2%増	前年度比0.2%増	前年度比0.2%増	前年度比0.2%増			
	101 物流拠点の整備地区数	初期値	実績値					評価	目標値	
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		28年度	
		63地区	66地区	72地区	75地区	78地区	80地区	A	80地区	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			
	参考指標	参70 民間都市開発における公共施設等整備の誘発係数(民都機構が係わった案件の公共施設等整備費を当該案件の民都機構支援額で除したもの)	初期値	実績値					評価	目標値
			24~28年度の平均	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		毎年度
4.0倍			1.8倍	3.1倍	4.5倍	4.4倍	5.1倍		4.0倍	
年度ごとの目標値			-	-	-	-	-			
参71 都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)		初期値	実績値					評価	目標値	
		25年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		30年度	
		40.5%	-	40.5%	40.8%	40.9%	41.8%		44.0%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			
参72 全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅テレワーカー数の割合		初期値	実績値					評価	目標値	
		25年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		32年度	
	4.5%	-	4.5%	3.9%	2.7%	-		10.0%		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-				
参73 立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数	初期値	実績値					評価	目標値		
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		32年		
	-	-	-	-	-	-		100市町村		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-				
参74 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数	初期値	実績値					評価	目標値		
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		32年		
	-	-	-	-	-	-		100市町村		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-				
参22 【再掲】災害対応拠点を含む都市開発が予定される拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムが導入される地区数	初期値	実績値					評価	目標値		
	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		32年度		
	0地区	-	-	-	0地区	2地区		15地区		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-				

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求額
		当初予算(a)	33,930	32,899	32,320	33,494
予算の状況(百万円)	補正予算(b)	200	8	7,820	-	
	前年度繰越等(c)	7,348	6,100	7,598	-	
	合計(a+b+c)	41,478	39,007	47,738	33,494	
		<0>	<0>	<0>	<0>	
	執行額(百万円)	19,061	24,464			
	翌年度繰越額(百万円)	6,100	7,598			
	不用額(百万円)	16,317	6,945			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等(26年度:19,964億円、27年度:19,966億円、28年度:19,986億円、29年度:19,997億円)の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成29年6月23日)
-----------------	------------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	都市政策課(課長 高山 泰)	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----	--------	----------------	----------	---------

業績指標 9 2

全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合

評 価

B	目標値：82.0%（毎年度） 実績値：79.9%（平成28年度） 初期値：86.7%（平成23年度）
---	--

（指標の定義）

全国の大都市圏から地方圏への転入者数を地方圏から大都市圏への転出者数で除した数値
 （大都市圏から地方圏への転入者数）／（地方圏から大都市圏への転出者数）

※大都市圏・・・三大都市圏（東京圏、名古屋圏、関西圏）

地方圏・・・三大都市圏以外の地域

（東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県

関西圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）

（目標設定の考え方・根拠）

指標の値について、目標設定年度である平成23年度以前の5年間（平成18年度～平成22年度の間）平均値は79.0%であったが、この間は8.8ポイント増加となっているとともに、それまでの4年間は減少傾向であり、短期変動の可能性があるので、過去10年間（平成13年度～平成23年度）の平均値である81.9%を近年の平均的な傾向ととらえることとする。その上で、U I J ターンや二地域居住の地方定住を支援する施策として、地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持させていく。そのため、平成29年度では過去10年間の平均値である82%を下回らないことを目標とする。

（外部要因）

- ・景気の動向（都市部と地方部との景気格差拡大）
- ・総人口の減少

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

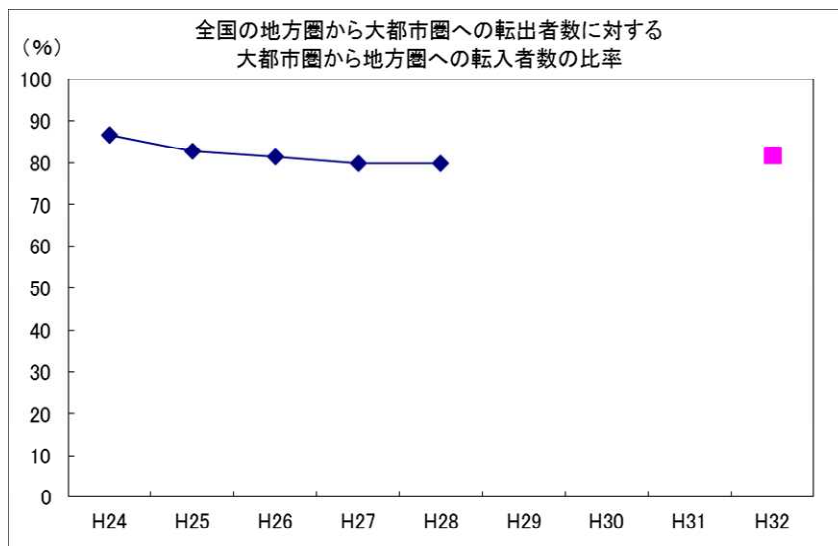
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
86.6	82.9	81.4	79.8	79.9



主な事務事業等の概要

人口減少・高齢化が進む地方の中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成を推進するため、遊休施設を活用した、既存施設の再編・集約に係る改修に所要の補助を行う。

予算額 150 百万円（平成 28 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 28 年度の実績値は、前年度比で 0.1 ポイント増加し 79.9% と目標数値を下回ったが、過去の実績値の推移でも見られたような短期変動等の可能性があるため、判断できない。

（事務事業等の実施状況）

- ・人口減少・高齢化が進む地方の中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成を推進するため、遊休施設を活用した、既存施設の再編・集約に係る改修に所要の補助を行った。
- ・市町村が行う地方体験交流プログラム等に係る情報について国土交通省HPに掲載するとともに、都市部の大学等に対して当該情報をまとめた冊子を送付するなどの情報提供を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成 28 年度の実績値は、前年度と比較して上昇傾向となったが、目標値である 82% を下回ったことから、現時点における評価は「B」とした。
- ・平成 28 年度の実績値は、前年度比で 0.1 ポイントの増となっている。過去 5 カ年における実績値を見ると、やや減少傾向に見て取れるものの、平成 23 年度以前の実績値を見ると平成 18 年度 77.9%、平成 19 年度 74.8%、平成 20 年度 74.7% と減少傾向から、平成 21 年度 81.9%、平成 22 年度 85.5%、平成 23 年度 86.7% と増加傾向に転じており、過去の実績値の推移でも見られたような短期変動の可能性もある。
- ・現在、各省が連携し、地方移住等を含む地方創生に資する関連施策を積極的かつ多角的に推進しているところであり、今後、これらの施策効果を顕在化させ、三大都市圏から地方圏への転入者の増加につなげることが必要と考えられる。
- ・こうした状況を踏まえ、平成 29 年度以降、指標の動向に注視しつつ、関連施策の効果を判断し施策の改善に反映させていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課（課長 長谷川 貴彦）

関係課： なし

業績指標 9 3

都市再生誘発量（基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計）

評 価

B	目標値：14,700ha（平成 28 年度） 実績値：11,201ha（平成 28 年度） 初期値：9,270ha（平成 23 年度）
---	---

（指標の定義）

我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計を計上。

（目標設定の考え方・根拠）

民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

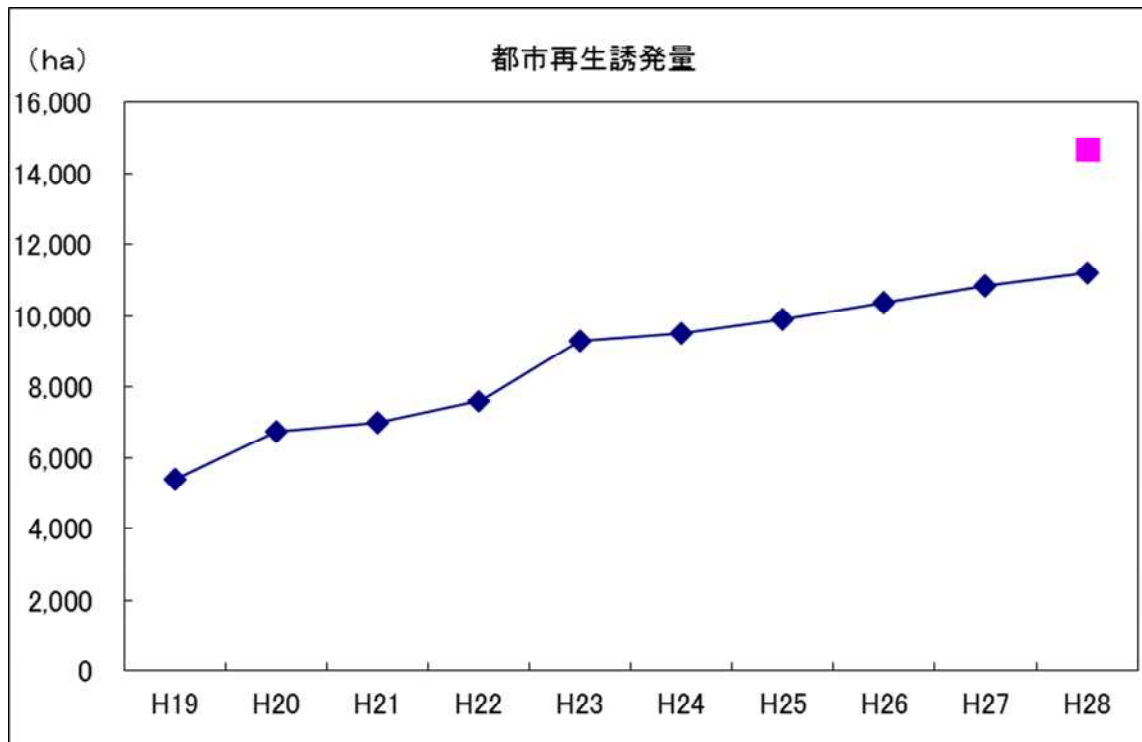
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値									(年度)
H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
5,401ha	6,716ha	6,968ha	7,611ha	9,277ha	9,504ha	9,904ha	10,353ha	10,825ha	11,201ha



主な事務事業等の概要

○都市再生総合整備事業の推進

大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に発生している大規模工場跡地等低未利用地において、都市再生を促すトリガー（引き金）となる地区への都市基盤施設等の集中的な整備を実施するとともに、都市拠点の形成に資する民間都市開発事業等を促進することにより、円滑な土地利用転換を公民協働で推進する。

予算額：社会資本整備総合交付金 8983 億円（平成 28 年度）の内数。

○都市再生区画整理事業の推進

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。

予算額：社会資本整備総合交付金 8983 億円（平成 28 年度）の内数。

○都市再生機構によるコーディネート業務等（都市再生コーディネート等推進事業）

都市再生分野における民間の新たな事業機会を創出し、民間の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間を誘導するための条件整備として、独立行政法人都市再生機構がコーディネート業務等を実施する。

予算額：11.51 億円（平成 28 年度）

○税制上の特例措置

①特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得に係る 1,500 万円特別控除制度（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特例措置

②優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率

・仮換地指定後 3 年以内に、一定の住宅建設を行う個人又は法人に対して土地等を譲渡した場合の軽減税率

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 24 年度より、毎年度着実な増加が見られたが、平成 28 年度の実績値は 11,201 ha（5 年間の増加量：約 1,924 ha）と、平成 19～23 年度の実績トレンドを基に設定した平成 28 年度目標値（14,700 ha）は達成しなかった。

（事務事業等の実施状況）

都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業により、都市再生の喫緊の課題である大規模工場跡地の基盤整備や中心市街地等の基盤整備による街区再編等を通じて、民間事業者等の都市再生への投資を誘導している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・実績値が目標値を下回っており、目標達成しなかったことから、B と評価した。これは、近年の地方公共団体における厳しい財政状況を起因として、事業完了の遅れや、貸付金需要の減少が生じていることによるものと思われる。

・そのため平成 29 年度からは、実績値としての計上対象を基盤整備等が行われた区域等の面積に改め、平成 33 年度の目標値を 13,500ha として設定する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局まちづくり推進課（課長 佐藤守孝）

都市局市街地整備課（課長 徳永幸久）

住宅局市街地建築課（課長 平松幹朗）

関係課： 該当なし

業績指標 9 4

文化・学術・研究拠点の整備の推進（関西文化学術研究都市における立地施設数）

評 価

B	目標値：140施設（平成28年度） 実績値：133施設（平成28年度） 初期値：115施設（平成23年度）
---	---

（指標の定義）

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市が文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。

- ・ 研究施設（研究施設、技術開発施設）
- ・ 大学（大学・短大）
- ・ 文化施設（都市の文化の発展に寄与する施設）
- ・ 交流施設（文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設）
- ・ 宿泊研修施設（研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設）
- ・ その他（基本方針または建設計画に掲げる施設等）

（目標設定の考え方・根拠）

本指標は、都市建設の進捗状況を評価しうるものであり、その数の増加は、我が国及び世界の文化等の発展に資するものである。

関西文化学術研究都市における立地施設数の推移は、H19：8施設、H20：8施設、H21：3施設、H22：3施設、H23：4施設あり、年平均施設立地数は5件となっていることから、H23を初期値に5年後であるH28までに年5件ずつ増加するものとして140施設を目指すこととする。

（外部要因）

景気の動向

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

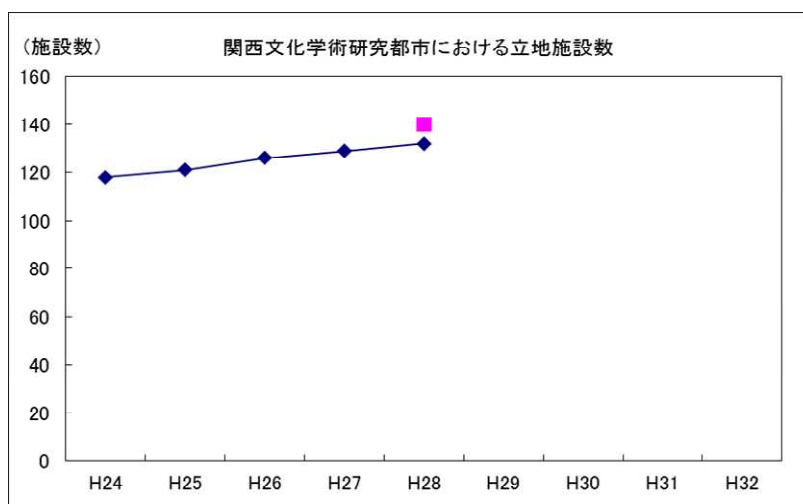
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H24	H25	H26	H27	H28	
118	121	126	129	133	



主な事務事業等の概要

関西文化学術研究都市建設促進法に基づき整備される文化学術研究施設について、一定規模以上の償却資産について、初年度の法人税の特別償却を認める特例措置（平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）

- ・建物及び付属設備の取得金額が 2 億円以上の場合 6/100
- ・機械及び装置の取得金額が 240 万円以上の場合 12/100

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 28 年度の実績値は 133 施設で、着実に増加しているものの、目標値には届いていない。

（事務事業等の実施状況）

関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設の税制上の特例措置

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 28 年度の実績値は 133 施設で、着実に増加しているものの、目標値を達成していないため B と評価した。目標を達成できなかった課題として、学研都市と企業との間の土地利用目的のミスマッチや用途地域の規制等により新規立地がなかなか進まなかったことがあげられるが、建設計画や用途地域の変更を行い立地需要に柔軟に対応するなど、立地促進に向けた取組を行っているところである。また、平成 29 年度以降、日本電産や三菱東京 UFJ 銀行データセンター等の開所が見込まれる等、今後も新規立地が期待されている。

平成 28 年度で目標年度が到来したが、引き続き、関西文化学術研究都市における新規立地を促進し、文化・学術・研究拠点の形成に向けて整備を進める必要がある。関西文化学術研究都市における立地施設数の推移は、平成 24 年度：3 件、平成 25 年度：3 件、平成 26 年度：5 件、平成 27 年度：3 件、平成 28 年度：4 件であるほか、関係府県への企業誘致取組アンケートの結果を踏まえ、平成 28 年度の 133 施設を初期値に、3 年後である平成 31 年度までに 150 施設を目指すこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市政策課
関係課： 該当なし

業績指標 95

半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

評 価	目標値：1.00 未満 (ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00 超) (毎年度) 実績値：集計中 (平成28年) 1.19 (平成27年) 初期値：なし
B	

(指標の定義)

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 (総務省)」により、半島振興対策実施地域 (以下「半島地域」という) における社会増減率を算出する。半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指す。その際、過去5ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。

※社会増減率：社会増減 (他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの) を、期間の期末人口で除したもの

・直近値:半島地域における平成27年社会増減率 $(\Delta 22,303(\text{社会増減数}) \div 4,168,379(\text{半島地域総人口}) \div \Delta 0.535\%$
 半島地域における過去5カ年平均の社会増減率 $(\Delta 0.37\% + \Delta 0.429\% + \Delta 0.512\% + \Delta 0.462\% + \Delta 0.474\%) / 5$
 $\div \Delta 0.449\%$ (※平成28年社会増減率は集計中)

(目標設定の考え方・根拠)

半島振興法は平成27年3月31日が法期限とされていたが、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、目的規定への「定住の促進」の追加、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。このような状況を踏まえ、「定住の促進」を評価する指標を新たに設定することとした。

評価年度の半島地域内における社会増減 (他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの) が過去5ヶ年の社会増減率の平均値よりも大きかった場合には1.00超 (転出増の値が拡大) となり、逆に平均値よりも小さかった場合には目標値である1.00未満 (転出増の幅は縮小) を達成することとなる。

(外部要因)

災害、景気変動

(他の関係主体)

半島地域をその区域に含む22道府県と194市町村

(重要政策)

【施政方針】なし

【閣議決定】

「経済財政運営と改革の基本方針2016 (平成28年6月閣議決定)」

において、「・・・半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携にも留意しつつ、・・・必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。(第2章 2.(4)③)」とされている。

「国土形成計画 (平成27年8月閣議決定)」

において、「・・・半島地域は、国土の保全、多様な文化の継承、自然とのふれあいの場及び機会の提供等、我が国において多岐にわたる役割を果たしているとともに、我が国の国土の多様性の重要な構成要素であって、今後も地域における営みが継続し、我が国における役割が引き続き果たされていくことが必要である。・・・豊かな地域資源を活かしながら、地方公共団体、NPO、住民団体等の多様な主体が連携して行う、地域間の対流の促進や産業の振興を通じた地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。(第2部 第1章 第6節(4))」とされている。

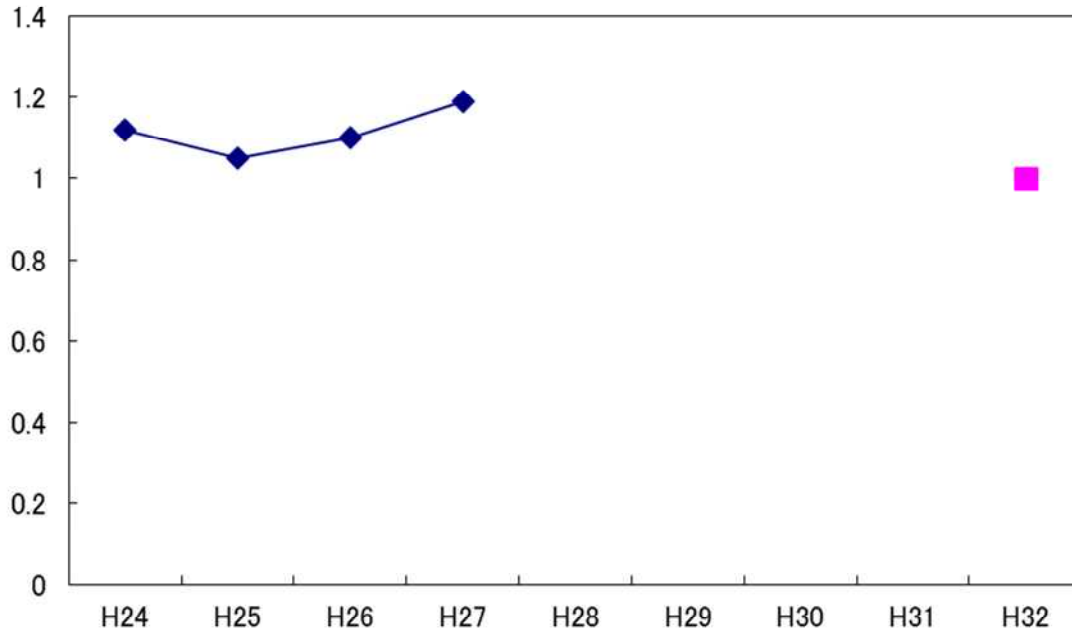
【閣決 (重点)】なし

【その他】

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」は、平成26年度調査 (平成25年度の数値) から、年度区切りではなく暦年区切りとされている。

過去の実績値				(年)
H24	H25	H26	H27	H28
1.12	1.05	1.10	1.19	集計中

半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比



主な事務事業等の概要

- ・半島地域振興対策事業経費（平成28年度）

半島地域における産業振興、交流促進、定住促進への支援

（予算額：1.1億円）

- ・半島地域における工業用機械等に係る割り増し償却制度（所得税・法人税）（平成31年度末まで適用）

半島地域において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供するために取得される、機械・装置、建物・附属設備、構築物について、5年間の割増償却を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）順調でない

過去の実績値によるトレンドを延長しても、平成28年度（実績値は集計中（平成29年度中に公表される予定の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）」の結果を使用することとしている。))に目標値を達成できない可能性があるが、平成27年度の法改正により、半島振興広域連携促進事業（地方公共団体等が3年計画を策定して行う「産業振興」「交流促進」「定住促進」に資する取組を支援するもの）が新たに創設されており、その効果は順次指標に現れると考えられる。

（事務事業等の実施状況）

平成28年度において半島地域振興対策事業経費を使った施策を滞りなく実施したところである。半島振興広域連携促進事業（1億円）においては、半島地域22道府県中、交付決定を行った14道府県において順調に事業を終了した。また、半島地域の産業振興促進計画を策定している市町村においては5年間の割増償却制度を活用することができることから、産業振興促進計画の策定率向上を図るため、市町村、事業者への制度の説明を行い普及促進に努めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成28年度の実績値は集計中（平成29年度中に公表される予定の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）」の結果を使用することとしている。）であるため、平成27年度の数値を基に、「B（成果を達成していない）」と評価した。

ただし、平成27年度の半島振興法改正により、半島振興広域連携促進事業（地方公共団体等が3年計画を策定して行う「産業振興」「交流促進」「定住促進」に資する取組を支援するもの）が新たに創設されたところであり、この効果は順次指標に現れると考えられる。

・平成27年度に半島振興法が改正され、法期限が10年間延長され、目的規定に「定住の促進」が追加され、半島地域が我が国における重要な役割を果たしていることが明記されるとともに、産業の振興や就業の促進、観光の振興等に係る国・地方公共団体の配慮規定が追加・拡充された。加えて、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定が新設された。

半島地域においては、これまでの半島振興対策の実施により各種社会基盤の整備が進展しているが、依然として地理的条件不利性による地域産業の低迷、人口減少、高齢化の進行、若年層を中心とした人口流出、地域コミュニティの弱体化等の半島地域共通の課題が存在する。さらに、半島地域は平地が少なく、集落が沿岸部に連続しているため、大都市等から遠い半島先端部の地域が行う取組だけでは施策の効果が乏しいため、各地域が連携・分担して広域的な取組を実施する必要がある。

そのため、地域資源や特性を活かして半島地域の主体が連携して実施する取組への支援を行い、半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住促進を図るものである。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 国土政策局地方振興課半島振興室長 中島 壮一

関係課：

業績指標 96

共助等による除雪体制が整備された市町村の割合*

評 価

B

目標値： 約90%（平成29年度）
実績値： 74%（平成28年度）
初期値： 60%（平成24年度）**(指標の定義)**

特別豪雪地帯に指定されている市町村（201市町村）のうち、共助等による除雪体制が整備された市町村の割合（共助等による除雪体制が整備された特別豪雪地帯に指定されている市町村数/特別豪雪地帯に指定されている市町村数）。

共助等による除雪体制とは、雪処理について支援を要する高齢者世帯等（以下、「要支援世帯」という）に対し、平時から共助等による雪処理を支援することができる体制とする。

体制整備の要件は以下のいずれかを実施できる体制とする。

- ・「地域コミュニティによる共助除雪」により要支援世帯を支援する体制が整備されている
- ・「地域内外の担い手（ボランティア等）による除雪」により要支援世帯を支援する体制が整備されている

(目標設定の考え方・根拠)

高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。今後更に雪処理の担い手が不足すると予測される中で、除雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域コミュニティの形成や、地域内外のボランティア等による地域防災力の向上が求められている。

このような状況に鑑み、平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法が改正、同年12月に豪雪地帯対策基本計画が変更され、「除排雪の体制の整備（雪処理の担い手の確保）」に係る規定が追加された。

特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地帯の市町村において、平成29年度を目標に、全201市町村の約90%となる180市町村で共助等による除雪体制の整備を促進する。

(外部要因)

過疎、高齢化、気象変動

(他の関係主体)

- ・関係省庁（内閣府、警察庁、消防庁、総務省、農林水産省等）
- ・豪雪地帯の指定を受けた市町村を含む24道府県及び特別豪雪地帯の指定を受けた201市町村
- ・自治会 等

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

豪雪地帯対策基本計画（平成24年12月7日）

国が策定する豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となる計画

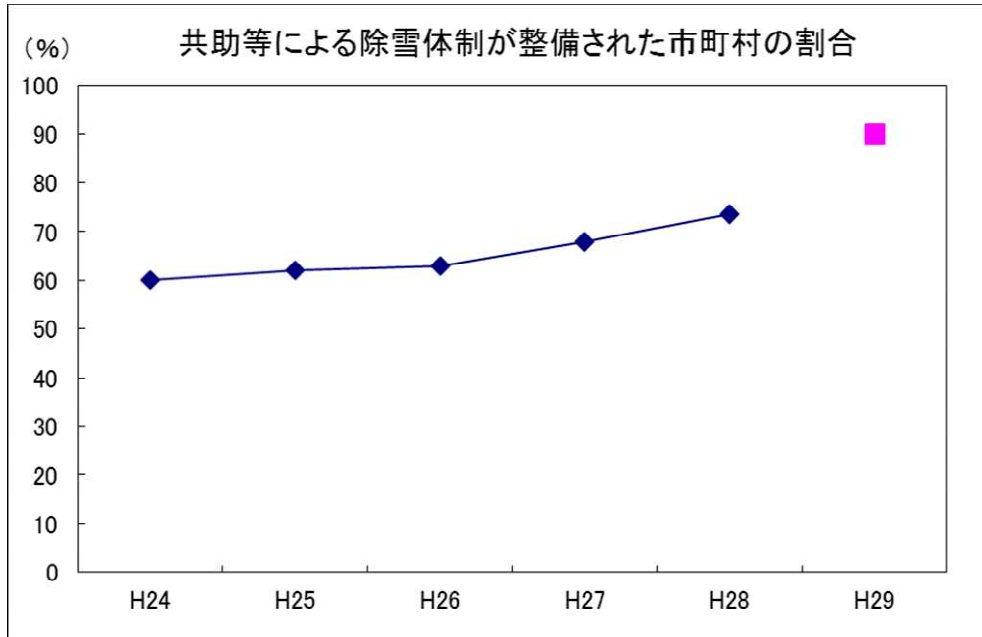
【閣決（重点）】

なし

【その他】

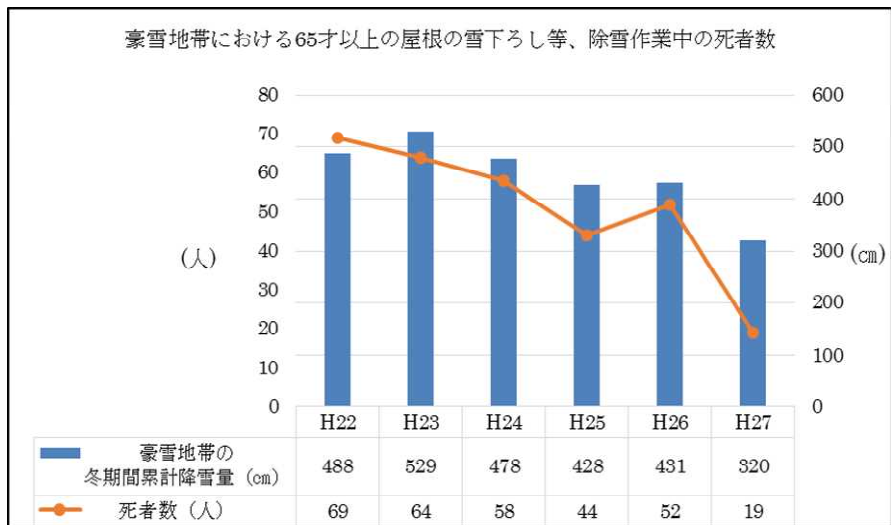
豪雪地帯対策特別措置法（平成24年3月31日改正）

過去の実績値					(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	
6 0 %	6 2 %	6 3 %	6 8 %	7 4 %	



※豪雪地帯における65才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数

過去の実績値						(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
6 9 人	6 4 人	5 8 人	4 4 人	5 2 人	1 9 人	



主な事務事業等の概要

・豪雪地帯に係る調査・検討

豪雪地帯の現状・課題を把握し、豪雪対策に関する行政ニーズの変化に対応するとともに、地域コミュニティの形成により防災力向上を図り、安全・安心な雪国の形成の視点等により、豪雪地帯対策に関する調査・検討を行う。

予算額：35百万円（平成28年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

実績値は、上昇傾向にあるが、微増であるため、順調でないと判断した。

（事務事業等の実施状況）

・雪害による被災者の事故原因分析、自治体に係る降積雪状況・除雪施設状況等の基礎的なデータの収集・分析を実施。また、H24.3の法改正時、H24.12の基本計画変更時において追加規定となった雪処理の担い手確保や雪冷熱エネルギー活用等の分析・検討を行った。

・豪雪地帯における雪処理の担い手の確保・育成を通じて、共助等による効率的・効果的な地域除排雪体制の整備を推進するため、先導的で実効性のある地域の実情に即した克雪体制整備の取組を支援。「新たな地域除排雪の取組事例」「住民除雪・除雪交流の取組事例」「除雪ボランティア活動関連文書事例集」を作成し、HPで公開、地方自治体等に周知するとともに、道府県に対し克雪体制整備の普及拡大への協力要請を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成28年度の実績値は、これまでと比較して上昇傾向となったが、初期値を設定してから微増であり、目標値は平成29年度までに達成しうる上昇率ではなかったことから、現時点における評価は「B」とした。

・一方で、近年の雪害による被害の特徴として、屋根の雪下ろし等除雪作業中の事故が大半を占め、このうち65才以上の高齢者の占める割合が8割以上を占めていることから、豪雪地帯対策基本計画の中でも位置づけられている地域における除排雪体制の整備を促進し、雪処理の担い手を確保することが重要である。また、地域の実情に即した地域除排雪づくりに向けた取組への支援を通じ、豪雪地帯における除雪ボランティア等による地域除雪や、ボランティアと地域を繋ぐコーディネーターの養成等、各地で克雪体制整備の取組の機運が見られ、今後も増加傾向になると推測されることから、引き続き現在の施策を維持することが妥当であると考えられる。

・なお、特別豪雪地帯における共助等による除雪体制の整備率が74%である一方、公助による除雪体制の整備率は84%と高いため（参考：豪雪地帯における共助等体制整備率65%、公助体制整備率61%）、目標達成に向けて、これまでの取組支援に加え、モデル的事例をつくりあげた実践者等を地域アドバイザーとして派遣し事例等を紹介する講演会等を開催するとともに、自治体を対象とした克雪体制整備に向けた研修会を開催する。

※ 施策の効果をアウトカムの観点からも確認するため、「豪雪地帯における65才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数」についても評価を行った。

・過去の動向から、死者数は降雪量に左右されることが判明しており、平成27年度は特に少雪であったため、当該死者数は、特に減少している。

・なお、平成26年度は当該死者数が増加しているが、雪の降り出し時期が12月第1週目と例年より早かったためと考えられる。

・引き続き、「共助等による除雪体制が整備された市町村の割合」と併せて、「豪雪地帯における65才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数」についても評価を行っていくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課（課長 長谷川 貴彦）

業績指標 97

特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の事業完了数*

評価

A	目標値：46 件（平成 32 年度） 実績値：26 件（平成 28 年度） 14 件（平成 27 年度） 初期値：8 件（平成 26 年度）
---	---

(指標の定義)

都市再生特別措置法第 19 条の 2 に基づき、特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の中で、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業の事業完了数。

(目標設定の考え方・根拠)

大都市の国際競争力強化のための基盤整備の推進を測る指標として、特定都市再生緊急整備地域における整備計画に記載された都市開発事業の完了を見込んで設定する。

(外部要因)

景気の動向、関係者間調整 等

(他の関係主体)

地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者 等

(重要政策)

【施策方針】

なし

【閣議決定】

なし

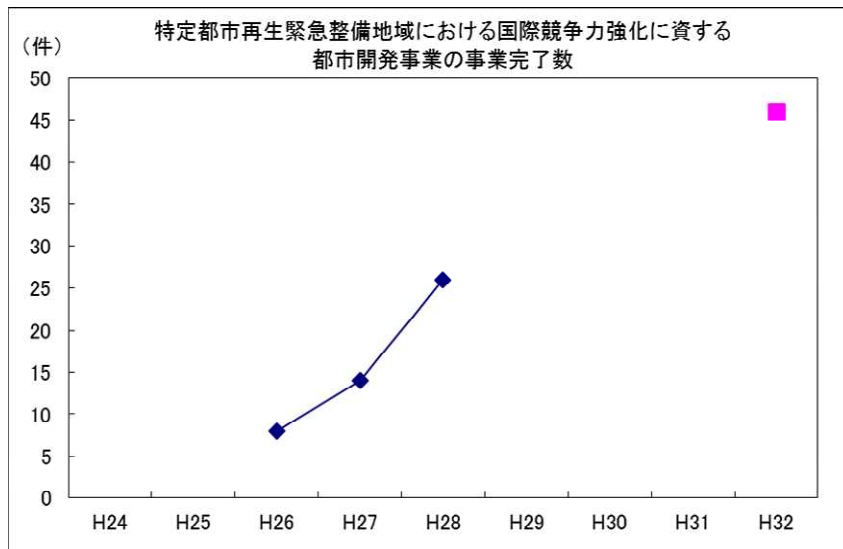
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
—	—	8 件	14 件	26 件



主な事務事業等の概要

○国際競争拠点の整備の推進

国際競争拠点都市整備事業により、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要となる都市拠点インフラの整備を推進する。（平成 27 年度：68 億円、平成 28 年度：75 億円）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

過去の実績値のトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、順調である。

(事務事業等の実施状況)

都市再生特別処置法に基づく特定都市再生緊急整備地域において、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる地域の拠点や基盤となる都市拠点のインフラの整備等の事業に対して重点的かつ集中的に支援していく。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標達成に向け着実に推移していると見込まれ、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、Aと評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：市街地整備課（課長 徳永 幸久）

関係課：街路交通施設課（課長 渡邊 浩司）

まちづくり推進課官民連携推進室（室長 鹿子木 靖）

業績指標 98

立地適正化計画を作成する市町村数*

評価

A	目標値：150 市町村（平成 32 年） 実績値：100 市町村（平成 28 年度） 初期値：－
---	--

（指標の定義）

立地適正化計画を作成する市町村数

（目標設定の考え方・根拠）

- ・立地適正化計画を作成する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクトシティの形成が促進される。
- ・立地適正化計画の作成意向のある約 150 市町村（平成 26 年 9 月末時点調査）において、平成 32 年までに着実に計画が作成されることを目指す。

（外部要因）

－

（他の関係主体）

市町村（立地適正化計画の作成主体）

（重要政策）

【施政方針】

－

【閣議決定】

- ・都市再生特別措置法（平成 14 年 4 月 5 日法律第 22 号）
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日）
コンパクト・プラス・ネットワークの形成と公的ストックの適正化を図ることにより、人口減少の中にあっても効率的・効果的な公共サービスを確保するとともに、都市・地域の活力を高めていく。（第 3 章 5. (2). ①）等
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 改訂版（平成 28 年 12 月 22 日）
地域の特性に即し、コンパクトなまちづくりと、これと連携した交通ネットワークの形成を基礎とした多層的な地域構造を構築し、日常生活サービスや高次都市機能等を持続的に提供できる活力ある地域を形成する。（Ⅲ. 1. (2). 基本目標④）等
- ・まち・ひと・しごと創生基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日）
立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成に向けた具体的な取組を進めている地方公共団体に対し関係府省庁が連携して支援を行い、都市のコンパクト化と利便性が確保された公共交通ネットワーク構築の取組を全国的に広げていく必要がある。（Ⅲ. 4. ①）等
- ・日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日）
「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組を進め、民間投資の喚起や生産性向上等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。（第 2. I. 11. (2)）
- ・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日）
持続可能な都市構造を実現する観点から、都市のコンパクト化の取組を促進するとともに、その多様な効用を明らかにしつつ、公共施設の集約・統廃合等や未利用資産の有効活用を推進する。（5. (12)）等

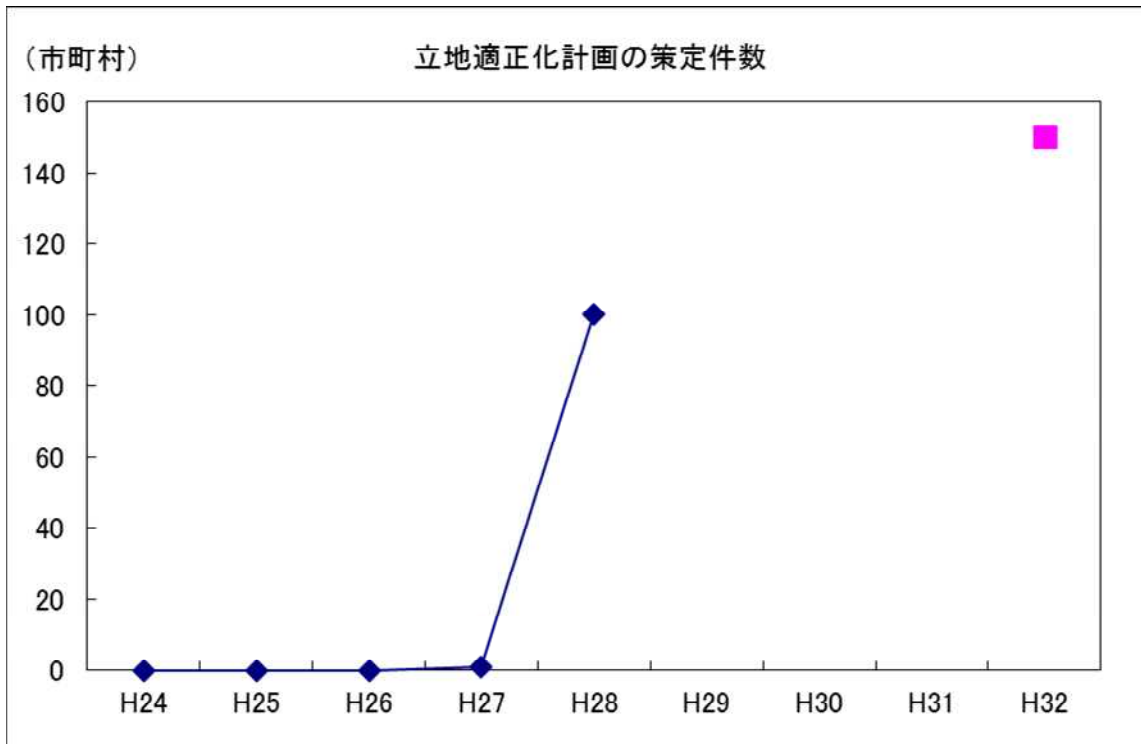
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

－

過去の実績値					(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	
－	－	－	1 市町村	1 0 0 市町村	



主な事務事業等の概要

コンパクトシティ形成支援事業

市町村による立地適正化計画の作成等に対する補助制度。

予算額：3.07 億円（平成 28 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

順調である。

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

コンパクトシティの形成を促進するため、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じ、省庁横断的に市町村による立地適正化計画の作成等を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が目標値に対するトレンドを上回っており、目標達成に向けた成果を示しているため、Aと評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市計画課（課長 宇野善昌）

関係課：

業績指標 99

自動二輪車駐車場の整備比率の自動車駐車場の整備比率に対する割合

評価

B	目標値：100%（平成30年度） 実績値： 集計中（平成28年度） 81.1%（平成27年度） 初期値：80.5%（平成24年度）
---	--

（指標の定義）

自動二輪車の駐車場整備比率／自動車の駐車場整備比率

（目標設定の考え方・根拠）

平成18年度より駐車場法の対象に自動二輪車が追加されたが、自動車駐車場に比して整備が進んでいない自動二輪車駐車場の整備を推進するため、駐車場法に基づく自動二輪車駐車場の整備台数及び自転車等駐車場における自動二輪車の受入台数を合わせた自動二輪車駐車場供用台数（注1）について、平成30年度末までに、自動車の駐車場整備比率（注2）に対する自動二輪車の駐車場整備比率（注3）が同等となるように整備されることを目標とし、目標値を設定。

（注1） 自動二輪車駐車場供用台数には、自動車駐車場において自動車とスペースを併用している供用台数及び自転車等駐車場において自転車とスペースを併用している供用台数を含む

（注2） 自動車の駐車場整備比率 = 整備済み自動車駐車場台数(台)／自動車保有台数(/10,000台)

（注3） 自動二輪車の駐車場整備比率 = 自動二輪車駐車場供用台数(台)／自動二輪車保有台数(/10,000台)

（外部要因）

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

（重要政策）

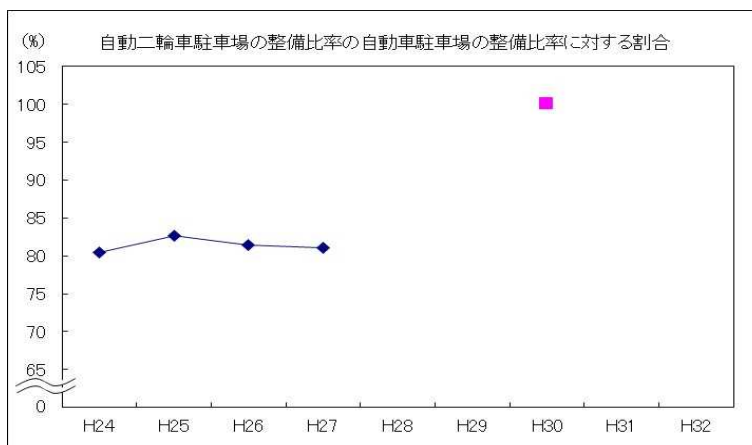
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値				(年度)
H24	H25	H26	H27	H28
80.5%	82.7%	81.4%	81.1%	集計中



主な事務事業等の概要

各地方公共団体における附置義務条例の策定等を促進することにより自動二輪車駐車場整備を推進するとともに既存の駐車場や自転車等駐車場への自動二輪車の受け入れを推進するため、地方公共団体を対象とした担当者会議等において働きかけを行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度からおおむね横ばいで推移している。

(事務事業等の実施状況)

平成28年度においても、引き続き自動二輪車駐車場の整備や既存駐車場等への自動二輪車の受け入れを推進しており、地方公共団体を対象とした担当者会議等において周知徹底を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、横ばいの傾向が続いており、Bと評価した。
- ・自動二輪車駐車場の整備比率は着実に増加している（H24:501⇒H27:523）ものの、自動車駐車場の整備比率も増加したため（H24:622⇒H27:645）指標としては横ばいとなっている。
- ・引き続き、地方公共団体等に対し、自動二輪車駐車場の整備や既存駐車場等への自動二輪車の受け入れの働きかけを行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局街路交通施設課（課長 渡邊 浩司）

関係課：

業績指標 100

中心市街地人口比率の増加率

評価

B	目標値：前年度比 0.2%増 実績値：集計中 (平成28年度) 0.08%増 (平成27年度) 初期値：0.13%増 (平成25年度)
---	--

(指標の定義)

市全域の人口に対する中心市街地（商店街と主要駅、市役所等への徒歩アクセスを考慮した街なみ居住を推進すべき地域※）人口の比率の増加率。

※ 中心市街地活性化法に基づく基本計画区域に近似した区域。

※ 中心市街地人口比率：市中心部の3Km×3Kmの区域に含まれる町丁目の人口／市域全体の人口
 中心市街地人口比率の増加率 $((A - B) / B)$

A：当該年度の中心市街地人口比率

B：前年度の中心市街地人口比率

(目標設定の考え方・根拠)

中心市街地の活性化が望まれる地区において、街なかへの多様で良質な住宅整備による街なか居住の推進や街なかへの公共公益施設等の賑わい施設の導入などにより、居住・商業・公共的サービス等のバランスのとれた中心市街地へと再生させ、中心市街地に人口を呼び戻すことは、「街なか居住・街なか再生を促進する」という政策目標に対するアウトカム（成果）であり、そのアウトカムに着目した業績指標として中心市街地人口比率の増加率を設定する。

市全域の人口に対する中心市街地の人口比率が増加するということは、街なか居住の実現や、街なかにおける賑わい創出、生活の質の向上によるコンパクトシティ化が図られたことが推測でき、街なか居住・街なか再生といった政策目標の達成状況を測るためのアウトカム指標として有効である。

中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり（コンパクトシティ）の実現に向けてのメルクマールであり、市全域人口に対する中心市街地人口の比率を着実に伸ばしていく必要があることから、前年度比0.2%増を目標とする。

(外部要因)

市町村合併による市全域の人口増、民間による投資動向（郊外の住宅地、大型商業施設への投資等）

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）等

(重要政策)

【施政方針】 なし

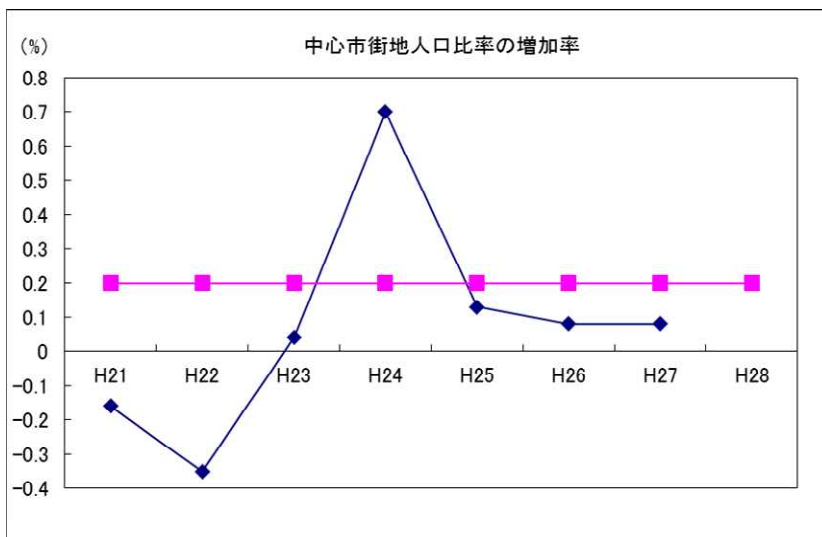
【閣議決定】

- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）
- 一．日本産業再興プラン 5．立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上

【閣決（重点）】 なし

【その他】 なし

過去の実績値							(年度)
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
▲0.16%	▲0.35%	0.04%	0.7%	0.13%	0.08%	0.08%	集計中



主な事務事業等の概要

- 地方都市等の中心市街地等における居住機能の回復に対する支援
 中心市街地において一定の要件を満たす住宅整備に対し、住宅市街地総合整備事業（街なか居住再生型）による支援を行い、街なか居住の推進を図っている。
 予算額：住宅市街地総合整備事業（社会資本整備総合交付金 9,018 億円 [当初予算] の内数（平成 27 年度）、社会資本整備総合交付金 8,983 億円 [当初予算] の内数（平成 28 年度））
- 中心市街地における共同住宅の供給を促進
 中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援し、街なか居住の推進を図るため、平成 18 年度に優良建築物等整備事業に中心市街地共同住宅供給タイプを追加している。
 予算額：優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金 9,018 億円 [当初予算] の内数（平成 27 年度）、社会資本整備総合交付金 8,983 億円 [当初予算] の内数（平成 28 年度））
- 暮らし・にぎわい再生事業
 都市機能のまちなか立地、空きビルの再生及び多目的広場等の整備などや、計画コーディネートに要する費用について総合的に支援する事業で平成 18 年度に創設している。
 予算額：暮らし・にぎわい再生事業（社会資本整備総合交付金 9,018 億円 [当初予算] の内数及び防災・安全交付金 1.09 兆円の内数（平成 27 年度）、社会資本整備総合交付金 8,983 億円 [当初予算] の内数及び防災・安全交付金 1.1 兆円の内数（平成 28 年度））
- 中心市街地整備推進機構に係る税制特例（所得税・法人税・個人住民税）
 中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

指標の動向については、平成 26 年度は 0.08% 増加、平成 27 年度は 0.08% 増加と目標値の達成には至っていないものの、平成 23 年度以降は中心市街地の人口比率は増加傾向にあることから、一定の効果があるものと考えられる。

なお、平成 28 年度の実績値の算定は、平成 29 年 12 月までに集計予定。

（事務事業等の実施状況）

住宅市街地総合整備事業（街なか居住再生型）や優良建築物等整備事業（市街地住宅供給型）などの施策により街なか居住の推進を、暮らし・にぎわい再生事業などにより都市機能の向上やそれらの計画作成・コーディネートについて支援し、中心市街地の活性化を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標は達成していないため「B」と評価したが、平成 23 年度以降の中心市街地の人口比率は増加傾向にあることから、引き続き中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進すべく、目標を前年度比 0.2% 増とし、支援制度の拡充、税制特例措置といった各種施策を講じる。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局市街地建築課（課長 平松 幹朗）
 関係課：都市局まちづくり推進課（課長 佐藤 守孝）
 都市局市街地整備課（課長 徳永 幸久）
 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 呉 祐一郎）

業績指標 101
物流拠点の整備地区数

評価

A

目標値：80地区（平成28年度）
実績値：80地区（平成28年度）
初期値：63地区（平成23年度）

(指標の定義)

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数

(目標設定の考え方・根拠)

総合物流施策大綱（2009-2013）において掲げられた「今後推進すべき物流施策」の進捗状況を反映し、平成28年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

(外部要因)

地元との調整等

(他の関係主体)

地方公共団体等（事業施行者）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

物流施策大綱（2013-2017）（平成25年6月25日）

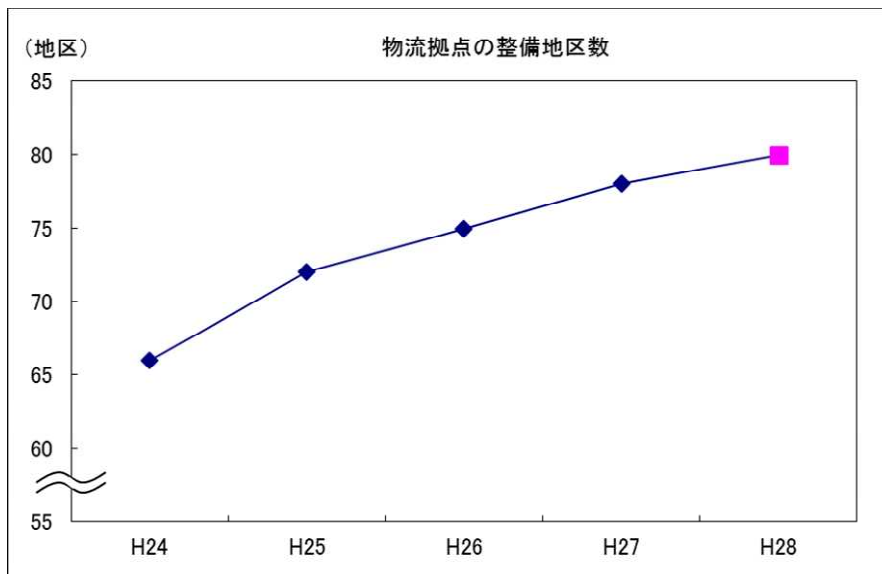
【閣決（重点）】

なし

過去の実績値

(年度)

H24	H25	H26	H27	H28
66	72	75	78	80



主な事務事業等の概要

○流通業務市街地の整備の推進

流通業務市街地の整備に関する法律の適切な運用等に基づき、流通業務市街地の整備推進を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

順調に物流拠点の整備が完了し、平成28年度の目標を達成した。

(事務事業等の実施状況)

流通業務立地等の円滑化を図るため、主として物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や普及促進等を行うとともに、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標については、目標年度に目標を達成したことから、A評価とした。実績値に関しては、順調な成果を示していることから、これを踏まえて目標値の見直しを行い、平成33年度の目標値を97地区と設定する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局市街地整備課（課長 徳永 幸久）